報

学



第102·103号

(昭和43年5月 • 6月)

_										_
					目		次			
関	係	法	令					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		2
学	内	規	則		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				3
숱	3山ブ	大学事	務	分掌	内規の	一部改	正 …	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		3
겵	山力	大学学	刨	の 一 i	部改正					3
富	■山力	大学液	体:	窒素	製造装	置室設	立準(備委員 <i>会</i>	焼則の	
伟	制定		••••		•••••	•••••		•••••		4
겵	【山力	大学コ	学	邹規	壁の一	部改正	·····	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		5
湟	【山力	大学に	おし	けると	出納官	吏等の	官職打	指定に関	する内	
規	見の-	一部政	江正	•••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		5
富	3山ブ	大学金	庫	管守!	要項の	一部改	正 …			5
겵	【山力	大学物	7品	管理	事務取	扱細則	Jの一語	部改正		5
富	【山力	大学に	おし	ナる [−]	予算執	行職員	の補具	助者の官	了職指定	
K	_関す	トる〆	別規	の 一 i	部改正		••••••	•••••		5
									•••••	5
									∬の制定⋯	• 6
									星の一部	
-									······································	7
									证	7
諸		\$							•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	7
人	事	異							•••••	7
学	内	諸	• • •						••••••	8
			•						•••••	8
									•••••	8
					-				••••••	9
									•••••	9
										9
_	• • •			依 ••	••••••	••••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	9
		消		•••••	•••••	• • • • • • • • •	•••••	••••••	••••••	9
主	要	日	誌	••••	•••••	•••••	•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	10
			88		175				•	
			関		係	₩	-	令		
									· (官報: 載月	掲)日
法	í	ŧ								
囯	国立当	学校部	置	法の	一部を	改正す	る法律	津(37)	5 •	1

国民年金法等の一部を改正する法律(69)

日本学校安全会法の一部を改正する法律(76)

行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部 を改正する法律 (99) 6 • 15 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定 める政令の一部を改正する政令(113) 日本学校安全会法施行令の一部を改正する政令(138) 5 • 30 国立学校の職員を増置するため文部省本省の定員に 附加すべき定員を定める政令(156) 6 • 12 文部省組織令の一部を改正する政令(170) 6 • 15 国立学校設置法施行令の一部を改正する政令(192) 小笠原諸島の復帰に伴う文部省関係法令の適用の暫 定措置に関する政令(203) 私立学校振興会の資金貸付の対象となる各種学校の 範囲を定める政令の一部を改正する政令(217) 6・25 恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年 額の改定及び請求手続きに関する総理府令(総理28) 5 • 28 本邦から南方地域に渡航する者及び沖縄から本邦に 渡航する者に対して発給する身分証明書の発給の申 請書等及び身分証明書受領証の様式を定める総理府 令の一部を改正する総理府令(同39) 6 • 25 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令 (文部12) 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関 する省令の一部を改正する省令(同13) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標 準に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (同14) 5 • 8 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標 準等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (同15) 国立学校の職員を増置するため文部省本省の定員に 附加すべき定員を定める政令による定員に関する省 今 (同16) 6 • 12 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関 する省令の一部を改正する省令(同17) 日本学校安全会法施行規則の一部を改正する省令 (同18) 6 • 15 義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教 職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政 令施行規則の一部を改正する省令(同19) 文部省設置法施行規則の一部を改正する省令 (同20)

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

5 • 28

5 • 30

(同21)	6 • 20	文部省債権管理事務取扱規程の一部を改正する	
国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関す		訓令(同18)	6 • 15
る省令の一部を改正する省令(同22)	"	文部省所管物品管理事務取扱規程の一部を改正	
私立学校振興会の資金貸付けの対象となる各種		する訓令 (同19)	"
学校の課程を定める省令の一部を改正する省令		文部省所管国有財産取扱規程の一部を改正する	
(同23)	6 • 25	訓令 (同20)	"
国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する		文部省宿舎事務取扱規程の一部を改正する訓令	
省令 (同36)	6 • 26	(同21)	"
旧令による共済組合等からの年金受給者のため		文部省所管旅費規則の一部を改正する訓令(同	
の特別措置法第4条第3項の規定に基く附属の		22)	"
島を定める省令の一部を改正する省令(同37)	"	文部省所管日額旅費支給規程の一部を改正する	
小笠原諸島の復帰に伴う関係文部省令の適用の		訓令 (同23)	11
暫定措置等に関する省令(同24)	"	教員等の勤務時間等の特例に関する規定の一部	
規則		を改正する訓令(同24)	1/
人事院事務総局の組織の一部を改正する規則		人事に関する権限の委任等に関する規程の一部	
(人事院 2 - 3)	5 • 1	を改正する訓令(同25)	11
人事院事務総局の職制の一部を改正する規則		文部省本省職員勤務評定実施規程の一部を改正	
(同2-7)	"	する訓令(同26)	"
俸給の特別調整額の一部を改正する規則		文部省所轄機関等職員勤務評定実施規程の一部	
(同 9 -17)	5 • 25	を改正する訓令(同27)	//
職員の災害補償の一部を改正する規則		文部省所轄機関の研究部長等及び研究室長等の	
(同16-0)	6 • 10	選考基準の一部を改正する訓令(同28)	11
俸給の特別調整額の一部を改正する規則(同9		国立学校等の職員の休憩時間及び休息時間に関	
–17)	6 • 17	する規程の一部を改正する訓令(同29)	"
俸給表の適用範囲の一部を改正する規則(同 9		文部省庁舎管理規則の一部を改正する訓令	
-2)	6 • 22	(同30)	11
初任給、昇格、昇給等の基準の一部を改正する		昭和43年度における国立学校の定員に附加する	
規則(同9-8)	"	職の種類ごとの定員を定める訓令(同31)	6 • 20
特殊勤務手当の一部を改正する規則(同9-30)	6 • 26	告示	
俸給の特別調整額の一部を改正する規則(同 g		保健婦助産婦看護婦法第21条第1号に規定する	
—17) ———————————————————————————————————	6 • 28	学校を指定した件(文部154~156)	5 • 6
	l l	通信教育を認定した件(同157)	11
国立大学の学部の附属病院及びその分院並びに		保健婦助産婦看護婦法第22条第1号に規定する	
附置研究所の附属病院に置く診療科を定める訓		学校を指定した件(同158)	"
令の一部を改正する訓令(文部11)	5 • 1	保健婦助産婦看護婦法第22条第1号に規定する	
文部省債権管理事務取扱規程の一部を改正する		学校を指定した件(同159)	5 • 8
訓令 (同12)	"	教員免許状授与の所要資格を得させるための課	
文部省所管船舶乗組員に対する旅費支給規則の		程を認定した件(同161)	5 • 13
一部を改正する訓令(同13)	5 • 25	昭和43年度の司書及び司書補の講習を大学に委	
教頭を置く国立大学の学部の附属幼稚園を指定	0 10	嘱した件(同162)	5 • 18
する訓令の一部を改正する訓令(同14)	6 • 12	短期大学の位置変更を認可した件(同163・164)	_
国立大学の学部の附属病院及びその分院並びに			5 • 25
附置研究所の附属病院に置く診療科を定める訓		大学の廃止を認可した件(同166)	6 • 6
今の一部を改正する訓令(同15)	"	大学院の廃止を認可した件(同167)	"
文部省所管会計経理事務取扱通則の一部を改正	6 . 15	昭和43年度社会教育主事講習を行なう大学,受	
する訓令(同16)	6 • 15	講者の人数,選定の方法,講習の期間等を告示	
文部省会計事務取扱規程の一部を改正する訓令		(同168)	/
(同17)	11	技術教育のための施設を指定した件(同169)	6 • 7

国有資産等所在町村交付金の交付等についての事 務委任に関する件の本文を改正する件

(文部171)

6 • 15

6 • 25

6 • 27

5 • 18

6 • 1

行なう手続について文部大臣の代理官を指定し た件の一部を改正する件(同172) 文化庁の所掌に係る補助金等について、その交 付に関する事務を文化庁長官に委任した件

文部省の所管に属する船舶に関し船舶所有者が

(同173)

郵便法等の規定に基づき郵便番号を定める件の 一部を改正する件(郵政486)

昭和43年度高等学校教員資格試験を実施する件 (文部261)

官庁報告

昭和42年度第三・四半期における国庫の状況報 告(内閣) 5 • 8

昭和42年度第三・四半期における予算使用状況 報告(同)

昭和43年度国家公務員採用初級試験公告(人事 院事務総長)

学 規 内 則

富山大学事務分堂内規の一部改正

富山大事務分掌内規の一部を改正する内規を次のように 制定する。

昭和43年5月8日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学事務分掌内規の一部を改正する内規

富山大学事務分掌内規(昭和39年2月10日制定)の一部 を次のように改正する。

附則中,昭和42年7月14日改正の附則第2項を次のとお り改める。

2 削 除

この内規は、昭和43年5月8日から施行し、昭和43年5 月1日から適用する。

富山大学学則の一部改正

富山大学学則の一部を改正する学則を次のように制定す

昭和43年5月10日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学学則の一部を改正する学則

富山大学学則(昭和25年1月20日制定)の一部を次のよ うに改正する。

第4条中,工学部の「化学工学科」の次に「電子工学科 」を加える。

第6条を次のとおり改める。

第6条 本学に大学院をおく。

2 大学院に関する規則は、別に定める。

第18条中「入学志願者については、」を「入学を志願す る者については、」に改める。

第35条第1項を次のとおり改める。

第35条 入学を志願する者は、検定料として 3,000円を納 めなければならない。

同条第2項を第3項とし、同項中「前項に準じ」を「前 2項の規定に準じ」に改め、第1項の次に次の1項を加え

2 入学料は、4,000円とし、入学手続きを行なうとき納 めなければならない。

第37条中「第36条に準じ」を「前条の規定に準じ」に改

第56条中「工学専攻科 生産機械工学専攻」を削除する。 第58条中「工学専攻科 生産機械工学専攻 5 名」を削

第67条第4項を次のとおり改める。

4 聴講を願い出る者は、検定料として 1,500円を, 第2 項に定める選考により合格し、入学しようとする者は、 入学料として 2,000円を納めなければならない。

別表第1中,工学部電気工学科欄の「△電気機器」を「△電 気機器学」に、「△電気通信」を「△通信工学」に、「△ 自動制御」を「△制御工学」に改め、同工業化学科欄の「△ 工業物理化学」を「△応用物理化学」に改め、同生産機械 工学科欄を次のとおり改める。

Contract of the second	生産機械工学科	 △工業計測	△塑性加工
ė		 	

同化学工学科欄の次に次の1欄を加える。

電子工学科

別表第3を次のとおり改める。

		~1	Like	1	/m =
学 部	学	科	等	人学定員	総定員
文理学部	文	学	科	60名	200名
人生于即	理	学	科	125名	370名
	小学员	校建		100名	400名
教育学部	中学	校建	人員 程	50名	200名
	養護養			20名	40名
経済学部	経済	筝 学	科	160名	640名
薬 学 部	薬	学	科	50名	230名
来子市	製薬	化学	科	50名	150名
	電気	工学	4科	50名	180名

*			
	工業化学科	40名	160名
	金属工学科	50名	170名
工学部	機械工学科	60名	210名
	生産機械工学科	50名	170名
	化学工学科	40名	160名
	電子工学科	40名	40名
合	計	945名	3,320名

附 則

この学則は、昭和43年5月10日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

富山大学液体窒素製造装置室設立準備 委員会規則の制定

富山大学液体窒素製造装置室設立準備委員会規則を次の ように制定する。

昭和43年5月10日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学液体窒素製造装置室設立準備委員会規則 (設置)

第1条 富山大学に富山大学液体窒素製造装置室設立準備 委員会(以下「委員会」という。)をおく。

- 第2条 委員会は、学長の諮問に応じ、液体窒素製造装置 室設立に関し、次の事項を審議する。
 - (1) 機種選定に関する事項
 - (2) 運営方針に関する事項
 - (3) 規則等の作成に関する事項
 - (4) その他液体窒素製造装置室設立に関する必要な事項 (構成)
- 第3条 委員会は、次の職員で構成する。
 - (1) 各学部長(経済学部を除く。)が推せんした教官

各2名

(2) 教養部長が推せんした教官

1名

(3) 学長が必要と認めた者

若干名

- (4) 事務局長
- 2 委員については、学長が委嘱する。
- 第4条 委員会に委員長をおく。委員長は,委員の互選に よる。

(議事)

- 第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 2 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がこれに代わる。
- 第6条 委員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(車箱)

第7条 委員会に幹事をおき、経理部長をもってあてる。 幹事は、委員会の庶務を処理する。

附 則

この規則は、昭和43年5月10日から施行する。

富山大学工学部規程の一部改正

富山大学工学部規程の一部を改正する規則を次のように 制定する。

昭和43年5月10日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学工学部規程の一部を改正する規則

富山大学工学部規程(昭和25年12月15日制定)の一部を 次のように改正する。

題名を次のとおり改める。

富山大学工学部規則

別表(1)中,機械工学科の表のうち授業科目の「制御理論」を「制御工学」に改め、化学工学科の表の次に次の1表を加える。

電子工学科

電子	- I	学 科
授業科目	单位数	授 業 科 目 単位数
専攻科目		関連科目
数 学	4	生産管理4
電気磁気第1	4	通信工学概論 3
電気磁気第2	4	械械工学概論 3
電気磁気演習	1	工業化学概論 3
電気回路第1	2	電気機器概論 3
電気回路第2	4	電子工学概論 3
電気回路演習	3	工業英語2
電気磁気測定	2	応 用 数 学 2
電子物性工学	4	応 用 物 理 5
電子材料及び部品	4	
電子計測	2	
真 空 工 学	1	
真空管工学	2	
放電管工学	4	
超高周波電子管	2	
固体 電子工学	4	
電子回路	6	
特殊電子管	2	
電子応用	4	
通信方式	2	
情報 工学	4	
制御工学	4	
電子計装工学	2	
電子演算工学	4	
電波応用	4	

電	子工学	設計	製図	4
電子	子工学	実験第	第1	2
電	子工学	実験第	第2	4
電	子工学	実験第	第3	4
電	子工	学道	督	2
電	波	法	規	2
輪			読	1
卒	業	論	文	10

別表(2)を削る。

附 則

- 1 この規則は、昭和43年5月10日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。ただし、別表(2)の改正規定は、昭和42年4月1日から適用する。
- 2 この規則中、別表(1)の機械工学科の改正規定は、昭和 40年度入学生から適用するものとし、昭和39年度以前の 入学生については、なお従前の例による。

富山大学における出納官吏等の官職 指定に関する内規の一部改正

富山大学における出納官吏等の官職指定に関る内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

昭和43年5月15日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学における出納官吏等の官職指定に関する内規の 一部を改正する内規

富山大学における出納官吏等の官職措定に関する内規 (昭和41年3月3日制定)の一部を次のように改正する。 別表1中,出納員として指定する官職の項の教養部欄の 「総務係長」を「会計係長」に改める。

別表 2 中,分任収入官吏として指定する官職の項の教養 部欄の「総務係長」を「会計係長」に改める。

別表3中,歳入歳出外現金出納官吏として指定する官職 の項の教養部欄の「総務係長」を「会計係長」に改める。

附 目

この内規は、昭和43年5月15日から施行し、昭和43年5月1日から適用する。

富山大学金庫管守要項の一部改正

富山大学金庫管守要項の一部を改正する要項を次のよう に制定する。

昭和43年5月15日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学金庫管守要項の一部を政正する要項 富山大学金庫管守要項(昭和43年3月30日制定)の一部 を次のように改正する。

第1条中「会計係(教養部,附属図書舘および経営短期 大学部にあっては総務係。附属学校にあっては附属学校係 。)」を「会計係(附属図書舘および経営短期大学部にあっては総務係。附属学校にあっては附属学校係。)」に改 める。

附 則

この要項は、昭和43年5月15日から施行し、昭和43年5月1日から適用する。

富山大学物品管理事務取扱細則の一部改正

富山大学物品管理事務取扱細則の一部を改正する細則を 次のように制定する。

昭和43年5月15日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学物品管理事務取扱細則の一部を改正する細則 富山大学物品管理事務取扱細則(昭和35年4月22日制 定)の一部を次のように改正する。

別表第3の1物品出納官および代理物品出納官の表中, 教養部欄の「総務係長」を「会計係長」に,「会計主任」 を「庶務係長」に改める。

附 則

この細則は,昭和43年5月15日から施行し,昭和43年5月1日から適用する。

富山大学における予算執行職員の補助者の官職指定に関する内規の一部改正

富山大学における予算執行職員の補助者の官職指定に関する内規の一部を改正する内規を次のように制定する。 昭和43年5月15日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学における予算執行職員の補助者の官職指定に関する内規の一部を改正する内規

富山大学予算執行職員の補助者の官職指定に関する内規 (昭和41年3月31日制定)の一部を次のように改正する。 別表1中,教養部欄の「総務係長」を「会計係長」に改 める。

別表3中,教養部欄の「総務係長」を「会計係長」に改める。

附 則

この内規は、昭和43年5月15日から施行し、昭和43年5月1日から適用する。

富山大学教養部規則の一部改正

富山大学教養部規則の一部を改正する規則を次のとおり

制定する。

昭和43年6月21日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学教養部規則の一部を改正する規則

富山大学教養部規則(昭和42年4月1日制定)の一部を 次のように改正する。

第1条中「教養部で行なう一般教養の教育に関し」を「 教養部で行なう教育に関し」に改める。

第5条(見出しを含む。)を次のとおり改める。 (最低修得単位数)

第5条 学生は、次の各号に定めるところにより履修しなければならない。

(1) 一般教育科目

人文科学系列

3科目12単位

社会科学系列

3 科目12単位

自然科学系列

3科目12単位

計 9科目36単位

ただし、1科目は原則として4単位とする。

(2) 外国語科目

英 語

8単位

ドイッ語

8単位

計 16単位

(3) 保健体育科目

講義

2単位

実 . 技

2単位

計 4 単位

ただし、実技2単位のうち1単位は、専門課程期間中に おいて履修する。

第6条第2号中「毎週2時間15週」を「毎週2時間または1時間15週」に改める。

第7条の見出し中「掲示」を「履修申告」に、条文中「掲示」を「公示」に改め、第1項の次に次の1項を加える。

2 学生は、履修および受験しようとする科目について、 毎学期始め一定期間内に所定の履修申告をしなければな らない。

第8条を次のとおり改める。

- 第8条 履修科目の成績評価は、筆記試験(以下「試験」 という。) その他の方法によって授業担当教官が行なう。
- 2 成績評価は、優、良、可および不可の評語をもって表わし、可以上を合格とし、不可を不合格とする。
- 3 単位の認定は、成績評価に基づき教授会が行なう。 第9条中「修了」を「終了」に、「掲示」を「公示」に 改め、第1項の次に次の2項を加える。
- 2 前項の試験において不合格となった科目または欠試し た科目については、再履修のうえ、単位の認定をうける ことができる。
- 3 追試験については、別に定めるところによる。 第10条から第12条まで(見出しを含む。)を次のとおり

改める。

(専門課程への移行)

- 第10条 一般教育課程の科目を履修し、所定の単位を修得したことを教授会において認定された学生は、それぞれ専門課程へ移行するものとする。ただし、別に定めるところにより、措置することができる。
- 2 前項の認定をしたときは、教養部長は各学部長へ通知するものとする。

(助言教官)

第11条 教養部所属学生の補導のため,助言 教官をお く。

2 助言教官については、別に定めるところによる。

(退学,除籍についての協議)

第12条 教養部所属学生の退学、除籍の場合、教養部長は 当該学部長と協議するものとする。

附則(昭和42年4月1日制定)第2項の次に次の1項を加える。

3 昭和41年度以前の入学生は、この規則の施行にかかわ らず、なお従前の例による。

別表中



附 則

この規則は. 昭和43年6月21日から施行し. 昭和43年4月1日から適用する。

富山大学教養部学生の助言教官に関する 規則の制定

富山大学教養部学生の助言教官に関する規則を次のとおり制定する。

昭和43年6月21日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学教養部学生の助言教官に関する規則

- 第1条 富山大学教養部規則第11条第2項に基づく助言教 官に関する必要な事項は、この規則の定めるところに よる。
- 第2条 学生は、入学後一定期間内に、教養部の専任教官 のうちから助言教官を選ぶものとする。
- 2 第3期においては、前項によるもののほか、各学部から選出された教官が助言にあたるものとする。

附 則

この規則は、昭和43年6月21日から施行し、昭和42年度 入学生から適用する。

富山大学放射性同位元素総合実験室運営 規程の一部改正

富山大学放射性同位元素総合実験室運営規程の一部を改 正する規則を次のとおり制定する

昭和43年6月21日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学放射性同位元素総合実験室運営規程の一部を改 正する規則

富山大学放射性同位元素総合実験室運営規程(昭和40年4月22日制定)の一部を次のように改正する。 題名を次のとおり改める。

富山大学放射性同位元素総合実験室運営規則 第1条中「規程」を「規則」に改める。 第5条第2項第2号を次のとおり改める。

(2) 文理学部,教育学部,薬学部,工学部および教養部から選出された教官 各1名

附 則

この規則は、昭和43年6月21日から施行する。

富山大学授業料減免選考委員会規則の一 部改正

富山大学授業料減免選考委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和43年6月21日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学授業料減免選考委員会規則の一部を改正する規

則

富山大学授業料減免選考委員会規則(昭和24年10月18日制定)の一部を次のように改正する。

第2条中「各学部」を「学部または教養部」に改める。

附 則

この規則は、昭和43年6月21日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

諸 会 議

第4回 評 議 会(5月7日持廻り)

(議題)

学部対抗全学運動会の実施に伴なう休業について

(1) 休業を希望する日時

昭和43年5月11日(土)午前10時40分以後

(2) 全学運動会の日時 昭和43年5月11日(土)午前11時10分より (雨天の時は中止)

第5回 評 議 会(5月10日)

(議題)

- 1. 富山大学学則の一部を改正する学則(案)について
- 2. 富山大学工学部規程の一部を改正する規則(案)について
- 3. 富山大学液体窒素製造装置室設立準備委員会規則(案) について
- 4. 教官人事について
- 5. 大学祭について
- 6. その他

第6回 評 議 会(6月14日)

(議題)

- 1. 昭和43年度当初予算について
- 2. 富山大名誉教授の称号授与について
- 3. 教官人事について
- 4. その他

第7回 評 議 会(6月21日)

(議題)

- 1. 昭和44年度新規概算要求について
- 2. 富山大学教養部規則の一部を改正する規則(案)について
- 3. その他

人 事 異 動

現	官	職	氏			名		異	動	内	容	発令年月	3	発 令	者
		3.00	海	原	裕	昭	助教授	(教養部)	に採用で	する	V 5	43. 5.	1	文部	大臣
	F0		河	野	昭	_	11					11		"	

		Partition of							
	小	Щ	ミツ	子	文部技官(文理学部)に採用する	43.	5.	1	富山大学長
	浜	田	幸	子	事務員(工学部)に採用する	"			"
	真	田		剛	"	11		4.5	"
	佐	伯	秀	平	技能員(工学部)に採用する	"			"
	岩:	城	広	光	技能補佐員(文理学部)に採用する	"			11
	東	田	信	子	事務補佐員(教養部)に採用する	43.	6.	1	"
会 計 主 任 (教 養 部)	藤	波	佐九	郎	教養部会計係長に昇任させる	43.	5.	1	"
助 教 授 (教 育 学 部)	菅	野	貞	雄	教授に昇任させる	43.	5.	16	文部大臣
"	林		≡	雄	"	43.	6.	20	11
総務係長 (教養部)	黒	田	信	吉	教養部庶務係長に配置換する	43.	5.	1	富山大学長
臨 時 用 務 員 (経理部経理課)	浜	井	幸	作	臨時用務員(教養部)に配置換する	"			"
事務補佐員 (文理学部)	金	定	良	治	事務員に配置換する	43.	6.	1	"
文 部 事 務 官 (庶務部人事課)	松	下	甚	清	富山商船高等専門学校に出向させる	43.	6.	16	11
(経済学部)	宮	越	-	男	"	"			11
(工 学 部)	結	城		進	'I	11			"
文 部 技 官 (黒	Ш	浩	正	辞職を承認する	43.	6.	2	11
教務補佐員	小	沢	雅	昭	"	"			11

学 内 諸 報

全 学 運 動 会

本学体育会主催による第2回全学運動会は好天に恵まれ,5月11日(土)本学グランドで行なわれた。運動会は約1,000名の学生が参加し、各種目が競われた結果次の学部が入賞した。

第1位 教育学部

第2位 工学部A

第3位 経済学部

第14回 大 学 祭

第14回を迎えた恒例の大学祭は、5月31日の開学記念日を中心に5月28日から6月3日まで同実行委員会主催のもとに次のとおり多彩な行事が実施された。

- 5月28日 全学集会,記念植樹,市中行進・仮装行列,フ オークダンス,盆踊,ファイアストーム,模擬店・夜店
- 5月29日 講演会「現代日本の教育情勢と家永訴訟の意義 」講師宗像誠也氏,第5回学生会議「アジアの平和と日本」(I.S.A主催アジア学生会議),映写会・天文観測会(天文同好会),落語・クラス討論(2年経a),工場見学(2年工業化学)

- 5月30日 シンポジウム (新樹寮,体育会),映写会 (東洋哲学研究会,沖縄県学生会),映画会「ヴェトナムの若い母」「天国と地獄」 (映画研究会) 討論会「現代の学生運動を考える」(社会科学研究会),ティーチイン「私達はどのような教育系学生であるべきか」 (教育学部学生会),研究発表 (フォークダンス)
- 5月31日 フェンシング、空手、創作舞踊、弓道、落語、 謡曲、ギターマンドリン、フィルハーモニー、演劇公演 「ヴァージニア・ウルフなんかこわくない」(劇団ふだい)、レコードコンサート、講演会「現代社会と大学の 役割」立命舘大学総長末川博氏
- 6月1日 講演会「科学と現代」名古屋大学教授坂田昌一氏,公開ゼミナール・お化屋敷(文学科)化学教室(薬学部),体力測定(体育会),公開講座(工学部),イタイイタイ病展示(理学科),討論会(歴史部),英語劇(E.S.S),放送劇「白峰」(放送研究会),講演映画会(平和を守る会)
- 6月2日 茶会(茶道部),法律相談所(親法会),講演会及びシンポジウム「大学とはその社会的役割」講師中岡哲郎氏,歌声喫茶(ユネスコクラブ),五党立会演説会(実行委員会),模擬店
- 6月3日 講演会(講師井上清氏),合評会(書道),盆 踊り,フィナーレ(トーチサービス),全学シンポジウム(実行委員会)
- 5月29日~6月2日 展示会(美術,書道,写真,ユース ホステル,ユネスコ,天文展,FIWC展)

学生父兄の本学施設見学について

本学では昨年の大学祭開催中に、学生父兄の本学施設見学ならびに学内における学生生活の一端を紹介するため学生父兄の参観会を開催したが、極めて有意義な行事として好評を得たので、本年も大学祭期間中の5月30日(木)に開催したところ、昨年より百数十名も上廻る父兄約430名の多数が出席した。

午前11時から教養部4番教室において後援会長(副会長中井精一氏)ならびに横田学長のあいさつがあり、佐々木事務局長、養田学生部長、渡辺教養部長からそれぞれ概況説明をしたのち、学生会舘大集会室において父兄出席者全員と後援会役員、本学各学部教官及び事務関係者等約500余名が出席して懇親会が行なわれ、このあと父兄は各学部ごとに別れて施設見学、教官との懇談等学部別行事に参加し、午後3時過ぎ盛況裡に参観会を終了した。

学部別父兄出席者数は下記のとおりである。

文 理 学 部	87名
教育学部	89名
経済学部	81名
薬 学 部	25名
工学部	144名
合 計	426名

永年勤続者の表彰

本学職員表彰規則による本年度の表彰式は5月31日(本学創立記念日)午前11時から本部会議室で行なわれ、次の26氏が永年勤続者として表彰された。

「勤続35年」

岡崎初雄 (文理学部)	松為周従(教育学部)
島崎藤一(//)	山口政則(/)
「勤続20年」	
津林繁信(経理部主計課)	御福富美子 (薬学部)
大坪力蔵(〃 経理課)	室町繁雄(工学部)
前島健治(施設課)	大井信一(〃)
佐藤供枝 (文理学部)	宮尾嘉寿(〃)
中村富美子(〃)	神田睦夫(〃)
沢泉重夫(教育学部)	数見宇佐男(〃)
泉を飲い())	梅原隆章(教 養 部)
結城善之(/)	多村節子(〃)
石原幾久栄(/)	松村すえ子(〃)
金岡スミ子(〃)	中島政次(/)
田嶋スミ (経済学部)	結城 敏(附属図書館)

教官と新入学生との合宿懇談会

昭和43年度の入学生 953名の学生は,新しい大学生活の 第一歩をふみ出して輝かしい希望に燃えている。

しかし、新入学生には、これから身をもって体得しなければならない学習上のことや、初めて体験する学園生活における諸問題について多くの疑問点と、よく知りたい事項もたくさんあろうと思われるので、昨年から教官と新入学生が合宿により起居をともにして懇談できる機会を設け、これらの学生に対する指針の一助に役立てることとしている。

本年も、希望学生と教養部および各学部の教職員の参加ならびに学生部関係職員の協力により下記のとおり実施した。なお、今回実施しなかった学部は10月、11月に実施する計画である。

記

会場 石川県鳳至郡穴水町

鳳至地区穴水青年の家

日程および参加学生数

期		日		学	部	参 加 学生数		
6 月22日	(土)	~ 23日	(日)	工賞	常	28名		
6月29日	(土)	~30日	(日)	文理	学部	60名		
		計				88名		

教官の外国出張

本年5・6月における教官の外国出張者は次のとおりである。(所属官職氏名,出張期間,出張先国,出張目的の順)工学部助教授 八木寛 43.6.15~45.3.31

アメリカ合衆国、シュラキューズ大学において、電子計 算機、電子装置により生体内の信号伝導機構がいかになっ ているかを研究するため。

職員消息

<新任者>

文理学部

文部技官 小川ミッ子 技能補佐員 岩城 広充

工学部

 事務員
 浜田 幸子

 ク
 真田 剛

 技能員
 佐伯 秀平

教 養 部

助教授 海原 裕昭

助教授 河野 昭一	10日 評議会
	11日 学部対抗全学運動会
<改 姓>	13日 アイソトープ運営委員会
文理学部	14日 事務協議会
事務補佐員 松 紘子 (旧姓•式庄)	16日 科学教育研究室入室式
工学部	17日 育英会北陸地区事務協議会
文部技官 中村 優子 (旧姓・清水)	25日 補導協議会
<住所変更>	27日 認定講習委員会
学生部学生課	28日 大学祭前夜祭
文部事務官 永森 俊夫	29日 学寮補導委員会,大学祭(6月3日まで)
	30日 学生父兄の大学施設見学,後援会理事会
文理学部	31日 開学記念日,永年勤続者表彰式
助手 宮谷 大作	6月4日 レクリエーション委員会,公務員宿舎委員会
事務補佐員 松 紘子	5日 液体窒素製造装置室設立準備委員会
助教授高木光司郎	6日 体育部会
	8日 公務員宿舎委員会
助教授 堀 令司	10日 事務協議会
	12日 教養部運営協議会
事務員 金定 良治	13日 建築委員会
助教授 山口 博	14日 評議会
	15日 補導協議会
教育学部	19日 腸パラチプス予防接種
助教授藤木興三	20日 学寮補導委員会
	21日 評議会
/ 加藤 龍夫	22日 補導協議会
薬学部	22・23日 教官と新入学生との合宿懇談会(工学部)
教授 三橋 監物	24~27日 文部省会計実地監査
	27日 入学者選抜方法研究委員会
助教授 吉井 英一	29日 補導協議会,胃の検診
助 手 井上 正美	29・30日 教官と新入学生との合宿懇談会
り 安立 準	(文理学部)
	文 理 学 部
文部事務官 永森 寿子	
	5月8日 文学科懇話会
工学部	研究発表者 手崎政男教授一徒然草の序章
技能員 柴野 貞子	について一
教養部	9 日 X線間接撮影
教授 斉藤 節	15日 教授会,人事教授会,学部職業補導委員会
	23・24日 全国文理学部長連絡協議会 於鹿児島大学
経営短期大学部	6月5日 文学科懇話会(研究発表者 岡崎初雄教授
講師谷川宗隆	ー「ゲーテと世界文学」について)―
	6日 立山研究室運営委員会
	12日 教授会,学部レクリェーション委員会
本 部	19日 文学科教官会議
	25日 文部省会計実地監査
5月6日 補導協議会,教養部運営協議会	26日 定期健康診断
/ 計算センター運営委員会	28日 アイソトープ取扱者検診
9日 学寮補導委員会	29日 アイソトープ取扱者検診,胃の検診

-	+ Q			
	教 育 学 部			
١				
١	8日 教務•補導合同委員会,教務委員会,定期健			
	康診断			
١	13日 協力高等学校と教育実習に関する打合会			
l	18•19日 附属小学校教育研究発表会			
١	22日 教務委員会,教授会,学部補導委員会			
۱	24•25日 北陸地区教員養成学部(分校)事務長協議			
١	会	6		
١	28日 学部図書委員会			
١	29日 予算委員会,人事教授会			
١	6月3日 教務委員会			
١	10日 名古屋市教員採用説明会			
١	12日 教授会,人事教授会,兵庫県教員採用説明会			
١	,川崎市教員採用説明会			
	15日 附属学校(園)連合運動会	_		
١	19日 定期健康診断,大阪府教員採用説明会,埼玉	5		
ı	県教員採用説明会,補導委員会,補導委員と			
١	学生との懇談会			
I	25日 文部省会計実地監査			
	26日 人事教授会 28日 中学校教育実習打合会	6		
	20日 中子校教育大百打合云			
	経済学部			
	5月6日 職業補導委員会(第3回)			
	13日 職業補導委員会(第4回)			
	ク 就職希望学生学部内面接(18日まで)			
	16日 教授会(第5回)			
	18日 (親睦会レクリェーション(金太郎温泉)	5		
	20日 職業補導委員会(第5回)			
	27日 職業補導委員会(第6回)	6		
	30日 人事教授会			
	6月3日 職業補導委員会(第7回)			
	6 • 7 日 国立十大学経済学部長,事務長会議			
	10日 職業補導委員会(第8回)			
	12日 経済学会委員会 13日 教授会(第6回),教務委員会(第8回)			
	13日 教授会(第6回),教務委員会(第8回) 15日 教授会(第7回), 越 嶺会総会	5		
	17日 - 敬文云(第7回), 透韻云樞云 17日 - 職業補導委員会(第9回)	1		
	18日 親睦会幹事会			
	24日 職業補導委員会(第10回)			
	25日 文部省会計実地監査			
	27日 経済学会委員会	6		
		1		

薬 学 部

5月6日 7日 学部予算委員会

学部図書委員会

	8 日	教授会
	11日	人事教授会
	15日	学部レクリェーション委員会
	17日	大学院薬学研究科委員会
	23日	教授会, 職業補導委員会
	24日	X線直接撮影
	28日	職業補導委員会
	29日	健康診断,薬学部共同利用研究施設装置管理
		運営委員会
6	月5日	腸パラチフス予防接種
	5 • 6	日 薬学教育講座
	7日	教授会, 教官選考委員会
		教授会, 人事教授会
	25日	カリキュラム委員会,文部省会計実地監査
	27日	教授会
	工	善 部
5	月8日	一般教授会,国家公務員上級試験説明会
	9 日	レントゲン間接撮影,腸パラチフス予防接種
	15日	学生定期健康診断 (一般検診)
	11	学部補導委員会,工学研究科小委員会,学科
		主任会議
6	月5日	一般教授会,專任教授会
	15日	学部レクリェーション委員会
	17日	補導委員会
	26日	一般教授会,専任教授会
	//	文部省会計実地監査
	28日	学則第19条 1 項 4 号調査委員会
	教	菱 部
5	月15日	人事教授会,教授会(第3回)
	22日	補導委員会
6	月5日	
	8日	教授会(第5回)
	18日	教務委員会
	26日	教授会(第6回)
		胃の検診
	附属	図 書館
5	月1日	本館内事務打合会
	6日	同上(第1·回)
	10日	図書館商議会
	16日	X線間接撮影
_		事務打合会(第2回)
6	月6~8	日 全国々立大学附属図書館長会議(東京大学 にて)
	21日	
	24日	文部省会計実地監査
	29日	スの 首 云 川 大 地 血 重 胃 の 検 診
	-0 H	13 - 2 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10

報

経営短期大学部

5月8日 短大後援会総会(学生会館にて)

ク 教授会

18日 親睦会レクリェーション(金太部温泉)

21日 球技大会(学友会主催)

6月5日 教授会

12日 教授会

14日 教授会

24日 文部省会計実地監查

29日 胃の検診

富山大学庶務部庶務課 富山市五福3190

印刷所

中央印刷株式会社 富山市下奥井28 電話 206572番 408061番